

EUの財政的利益に対する侵害と イタリア憲法の基本原則としての罪刑法定主義 — EU司法裁判所先決裁定に対する「対抗限界」論の適用? —

江 原 勝 行

- I はじめに
- II EU司法裁判所Taricco第I裁定
- III イタリア憲法裁判所による先決裁定付託
- IV EU司法裁判所Taricco第II裁定
- V EU法の優位と「対抗限界」論
- VI おわりに

I はじめに

本稿筆者は、EU統合に伴う加盟国の主権の制限と各加盟国の憲法規範、とりわけ憲法上の基本原則との関係について、イタリア憲法裁判所の判例法理たる「対抗限界」論にこれまで着目してきた¹⁾。「対抗限界」論とは、共和国憲法が主権の制限を承認していることにより、EUに対する規範定立権限の委譲が発生するとはいえ、「憲法秩序の至高の諸原則及び不可譲の人権」を侵害する権限がEUに付与されるわけではないとする、1970年代以来、イタリア憲法裁判所によって打ち出されてきた法理である。この法理は、EU統合との関連において憲法裁判所が提示した原則論であるが、従前においては憲法裁判所の判例の中で適用されることはなく、すなわち、「憲法秩序の至高の諸原則及び不可譲の人権」に抵触すると考えられるEU法規範を憲法裁判所が国内法秩序から排除するということはなかった。憲法裁判所判例における「対抗限界」論の不適用というかかる状況について、かつて本稿筆者は、その法理が「統合の論理に対する単なる譲歩」を示すものに陥っているという可能性を示唆した²⁾。

ところが、その後の憲法裁判所判例においては、法律に対する合憲性審査の過程において「対抗限界」論を直接適用する、または「対抗限界」論の趣旨や理念を反映させるという意味において、その法理が実質化してきているとも評することができる状況が現れている。社会保障制度全体の合理性という「憲法上保護される利益」に基づき、欧州人権裁判所判決の内容を

1) 拙稿『EU立憲主義』とイタリア憲法——憲法裁判所判例における『対抗限界』論の生成と変容』比較法研究第71号(2010年)38頁以下、及び「イタリア憲法——超国家的・国際的法規範の受容と主権の制限の意味」中村民雄・山元一編『ヨーロッパ「憲法」の形成と各国憲法の変化』(信山社, 2012年)109頁以下参照。

2) 拙稿「イタリア憲法——超国家的・国際的法規範の受容と主権の制限の意味」前掲注1) 126-128頁参照。

否定した憲法裁判所2012年11月28日判決³⁾、及び、国際司法裁判所判決による国家の裁判権免除の強制を反映した国内法律に対して、共和国憲法の基本原則に依拠して違憲・無効の判断を下した憲法裁判所2014年10月22日判決⁴⁾である。

このような「対抗限界」論の実質化現象が生じてきている中で、EU司法裁判所の先決裁定に対して、イタリア憲法裁判所が「憲法秩序の至高の諸原則」をもって当該先決裁定の結論を実質的に否定しようとしたことを窺わせる事例が、最近になって現れた。EU司法裁判所によって2015年9月8日に下されたいわゆるTaricco第I裁定、この裁定の内容をめぐって2017年1月26日にイタリア憲法裁判所からEU司法裁判所に対して提起された先決裁定付託、それに対する応答としてEU司法裁判所により2017年12月5日に下されたいわゆるTaricco第II裁定という、一連の訴訟の経過である。本稿は、この訴訟の経過について紹介し、イタリア憲法裁判所による「対抗限界」論の実質化という視点から、EU法の優位と国内憲法規範の基本原則との相克をめぐるEU司法裁判所と憲法裁判所の関係について若干の検討を加えるものである⁵⁾。

II EU司法裁判所Taricco第I裁定

1. 事実と争点

Taricco第I裁定は、2005年から2009年にかけて付加価値税に関わる犯罪を実行するための共謀を組織したという罪について、イタリアのクーネオ地方裁判所に係属した刑事事件に端を発している。本件の被告人は、ペーパーカンパニーの設立やインボイスの偽造等を通じて付加価値税の納付を免れ、結果的に数百万ユーロに上る脱税を行うという、付加価値税未納詐欺を実行した容疑により起訴された⁶⁾。起訴の根拠となった法文は、1999年6月25日法律第205号第9条に従って定立された所得税及び付加価値税に関わる犯罪についての新規則に関する2000年3月10日立法命令第74号⁷⁾であった。

なお、イタリア刑法（以下、基本的に「刑法」と表記）第157条においては、時効成立期間の原則について、「犯罪に対する公訴提起は、当該犯罪について定められた法定刑の最大期間

3) Corte Costituzionale, sentenza n. 264 del 28 novembre 2012. 本判決を紹介する論稿として、庄司克宏・東史彦「イタリア憲法における人権保障と欧州人権条約」政経研究50巻4号（2014年）74-77頁、及び拙稿「イタリアにおける慣習国際法規範の遵守義務と合憲性審査——国家主権の制限に関する『対抗限界』論の新たな地平」アルテスリベラレス（岩手大学人文社会科学部紀要）第96号（2015年）73-75頁参照。

4) Corte Costituzionale, sentenza n. 238 del 22 ottobre 2014. 本判決を紹介する論稿として、拙稿・前掲注3）56頁以下、及び小野昇平「国際司法裁判所判決の国内法秩序における効力」世界法年報第35号（2016年）109頁以下参照。

5) Taricco訴訟については、国内においてすでに紹介・検討が行われている。第I裁定が下された時点における論稿として、西連寺隆行「重大なVAT詐欺に対して刑事罰を科すEU構成国の義務」法律時報88巻10号（2016年）106頁以下参照。第I・第II裁定の双方を受けて、「対抗限界」論が国際法秩序に及ぼさうの影響について考察した論稿として、小野昇平「国内裁判所による『対抗限界』論適用の国際法上の意義に関する一考察——欧州連合司法裁判所Taricco I・II事件先決裁定を素材として」青森法政論叢第19号（2018年）18頁以下参照。

6) CJEU, Judgment of the Court (Grand Chamber) of 8 September 2015 in Case C-105/14, *Taricco and Others*, paras. 18-19.

7) Decreto Legislativo 10 marzo 2000, n. 74 (Nuova disciplina dei reati in materia di imposte sui redditi e sul valore aggiunto, a norma dell'articolo 9 della legge 25 giugno 1999, n. 205.), in *GU Serie Generale*, n. 76 del 31 marzo 2000, pp. 4-19.

に相当する期間を経過した後、時効消滅するものとする」と定められており、本件の場合、基本的に6年、共謀の教唆については7年の時効成立期間が想定されることとなった。その一方で、刑法第160条第3項但書では、「第157条に定められる期間については、[...]いかなる場合においても、第161条第2項に定められる期間を超えて延長することができない」と規定され、これを受け、同第161条第2項但書において、「いかなる場合においても、時効の停止により、時効が成立するために必要な期間の4分の1 [...]を超えて時効を延長することはできない」と定められている。これらの規定を本件に適用すると、時効成立期間について、基本的に7年6か月、共謀の教唆については8年9か月を超えて延長することはできず、2018年2月8日までに、すべての犯罪につき時効が成立することとなった。

この点に関し、クーネオ地方裁判所は、刑法第160条第3項但書及び同第161条第2項但書の適用により、時効成立期間の延長が、停止に続く、当初の期間の4分の1の期間しか認められないため、通常、非常に複雑かつ長期間の捜査を伴う、脱税に関わる刑事手続の多くにおいて時効成立期間が停止しないに等しい結果が招かれると指摘した。同裁判所によれば、本件において納税が回避された類の税金の総額を取り戻すことは、イタリアの税務当局にとってしばしば不可能であるとされる⁸⁾。この文脈において、イタリアの刑法規定は、国内の一部事業者が他の加盟国において設立された事業に関して不正競争を行うことを間接的に公認し、その結果、域内市場内部の競争を妨害、制限または歪曲することを目的とする、若しくはそのような効果をもつ企業間の合意及び協調行動を禁止するEU運営条約第101条を侵害するものであるという見解を、同裁判所は提示した⁹⁾。

したがって、クーネオ地方裁判所は、上記刑法規定の不適用を通じてEU法の実効性を確保するという観点から、2014年1月17日、訴訟手続を停止し、以下の問題について、EU運営条約第267条に基づきEU司法裁判所に対し先決裁定付託を行うことを決定した。

- ①刑法第160条第3項但書及び同第161条第2項但書による時効成立期間の延長に対する制限は、犯罪への公訴提起が時効により禁止されることを許容している限りにおいて、EU運営条約第101条に定められる競争保護規定に対する違反を惹起しているのか。
- ②刑法第160条第3項但書及び同第161条第2項但書による時効成立期間の延長に対する制限は、悪徳事業者が行った犯罪についていかなる刑事上の帰結ももたらさないものである限りにおいて、EU運営条約第107条により禁止される形態の援助を違法に導入したのか。
- ③刑法第160条第3項但書及び同第161条第2項但書による時効成立期間の延長に対する制限は、EU指令を悪用する者に対して刑事免責を与えるものである限りにおいて、2006年11月28日理事会指令第112号第158条により列挙されている免除¹⁰⁾にさらなる免除を違法に追加したのか。

8) Tribunale di Cuneo, ordinanza del 17 gennaio 2014, punto 5. dello *Svolgimento del processo-Motivi della decisione*.

9) Ibid., punto 14. dello *Svolgimento del processo-Motivi della decisione*. クーネオ地方裁判所は、加えて、イタリアの刑法規定が、競争歪曲的補助の禁止に関するEU運営条約第107条、公共財政の健全性という指導原則に関する同第119条、共通付加価値税制に関する2006年11月28日EU理事会指令第112号第158条（保税蔵置外蔵置の禁止の免除）にも抵触するおそれがあると指摘した。V. *ibid.*, punti 15-17. dello *Svolgimento del processo-Motivi della decisione*.

10) 2006年11月28日EU理事会指令第112号第158条においては、付加価値税が免除される対象として、医療行為、社会福祉事業サービス、教育活動等に関わる特定の公益活動、保険や銀行サービス等に関わる特定の売上、EU圏外の国・地域への物の輸出等々が列挙されている。V. Council Directive 2006/112/EC of 28 November 2006 on the common system of value added tax, Art. 158.

- ④刑法第160条第3項但書及び同第161条第2項但書による時効成立期間の延長に対する制限は、EUに対する自国の義務を履行するために必要な財源をイタリアから奪う行為を処罰することを怠っている限りにおいて、EU運営条約第119条に定められる健全な公共財政の原則に対する違反を惹起しているのか¹¹⁾。

つまるところ、上記①～④における違反が認定される場合、国内裁判所は、問題となっている国内法規範を不適用とすることを義務づけられるのかということが問われている。

2. 判旨

EU司法裁判所は、2015年9月8日に下した裁定において、クーネオ地方裁判所が提示した上記①から④にかけての争点のうち、特に③の問題に焦点を当てながら、自己の実体判断を展開した。

この実体判断を示すに際し、EU司法裁判所は、自国の領土内において納付されるべきすべての付加価値税の徴収を確保するのに適切なあらゆる立法上・行政上の措置を講じ、及び脱税対策を講じるEU加盟国の義務をまずもって確認する¹²⁾。この義務は、EU運営条約第325条¹³⁾に由来するものである。そして、同裁判所によれば、その第325条から生じる加盟国の義務はいかなる条件にも服さず、したがって、当該規定は、その発効のみにより、それと矛盾するいかなる国内法規定をも自動的に不適用とするという効果を有しているとされる¹⁴⁾。

さらに、かかる加盟国の義務について、EU司法裁判所は、すべての付加価値税に基づく歳入が徴収される状態を確保するために、また、そうするに際して、EUの財政的利益が2006年11月28日理事会指令第112号の諸規定及びEU運営条約第325条に従って保護される状態を確保するために、「実効的かつ抑止的な (effective and dissuasive)」態様において付加価値税の脱税をめぐる一定の重大な事案に対処するという見地から、刑事罰が不可欠であると明言する¹⁵⁾。加盟国には、「EUの財政的利益に影響を及ぼす詐欺行為を構成する行為が、少なくとも重大な詐欺行為に関わる事案においては自由の剥奪を伴う刑罰を含んだ、実効的、比例的、抑止的な刑事罰によって処罰されうることを確保するために必要な措置を講じ」る義務が課されるのである¹⁶⁾。

そのような加盟国の義務についての確認を前提に、EU司法裁判所は、イタリアの国内法規定をどのように理解すべきかという判断に移る。同裁判所によれば、上記刑法規定は、終局判

11) Tribunale di Cuneo, ordinanza del 17 gennaio 2014, punto 18. dello *Svolgimento del processo - Motivi della decisione*.

12) CJEU, Judgment of the Court (Grand Chamber) of 8 September 2015 in Case C-105/14, *Taricco and Others*, para. 36.

13) EU運営条約第325条は、第1項において、「連合及び加盟国は、本条に従って講じられる措置を通じて、詐欺、及び、連合の財政的利益に影響を及ぼすその他のあらゆる違法な活動に対抗するものとする。この措置は、抑止力として機能し、加盟国、及び連合のすべての機関及び組織において実効的保護を与える水準のものでなければならない」と、そして第2項において、「加盟国は、連合の財政的利益に影響を及ぼす詐欺に対抗するために、自国の財政的利益に影響を及ぼす詐欺に対抗するための措置と同一の措置を講じるものとする」と規定する。

14) CJEU, Judgment of the Court (Grand Chamber) of 8 September 2015 in Case C-105/14, *Taricco and Others*, paras. 51-52.

15) *Ibid.*, para. 39.

16) *Ibid.*, para. 40. さらに、EU運営条約第325条第2項を適用し、「重大な詐欺をめぐる事案が、特に実効的かつ抑止的な刑事罰によって処罰されうる状態を確保」するために「とられる措置は、自国の財政的利益に影響を及ぼす詐欺をめぐる重大事案と同様に対抗するために加盟国がとる措置と同一のものでなければならない」(*Ibid.*, para. 43.)とされる。

決が下されるに至る刑事手続の複雑さと継続期間に鑑み、時効成立期間の進行を停止させる事由の時間的効果を無力化する効果を内包するものとされる¹⁷⁾。この点に関し、次のように述べられている。

裁判所の終局判決によって法律上定められた刑事罰が科されうる以前に、犯罪の時効が大抵の場合成立するために、時効成立期間の停止に関する国内法規定の適用は、相当数の事案 (a considerable number of case) において、重大な詐欺の実行が刑事上の処罰を免れるという効果を有していると国内裁判所が結論づけるならば、EUの財政的利益に影響を及ぼす詐欺及びその他のあらゆる違法な活動に対抗するために国内法によって定められた措置は、実効的かつ抑止的なものとは見なされえないということを確認する必要があるであろう¹⁸⁾。

この説示においては、加盟国によって講じられる措置が実効的かつ抑止的なものであることが否定されるための要件として、「相当数の事案」という概念が使用されている。すなわち、EUの財政的利益に影響を及ぼす違法行為に対抗するための国内措置の実施に関連を有する国内法規定の適用が、単に個別的事案において、かかる違法行為につき刑事罰を免れさせる効果を有するのみでは不十分であり、「相当数の事案において」そのような効果を有すると国内裁判所が判断して初めて、EUの財政的利益を確保することを目的とした国内措置における実効性及び抑止性の欠如という結論が導かれるのである。

そして、EUの財政的利益に対する侵害が問題となっている個別の事件を審理する国内裁判所がかかる結論に至った際の帰結として、EU司法裁判所は、「当該国内裁判所は、立法を通じて、またはその他の何らかの憲法上の手続を通じてそれらの条項が事前に廃止されることを要請する、若しくは廃止されることを待つことなく、必要とあらばそれらの国内法規定を不適用とすることによって、EU法が完全な効果を与えられる状態を確保しなければならない」ということを明示している¹⁹⁾。

その一方において、EU司法裁判所は、被告人が享有する基本権の尊重に対して配慮する国内裁判所の義務にも言及しており、特に、罪刑法定主義及び犯罪と刑罰の比例性の原則を規定したEU基本権憲章第49条の重要性を指摘している²⁰⁾。

そのうえで、EU司法裁判所は、本件の結論として、次のように述べる。

犯罪行為についての時効成立期間に関わる国内法規則は、EUの財政的利益に影響を及ぼす重大な詐

17) Ibid., para. 46.

18) Ibid., para. 47.

19) Ibid., para. 49.

20) Ibid., paras. 53-54. EU基本権憲章第49条は、「何人も、ある犯罪行為について、その実行時に国内法または国際法の下で犯罪を構成していなかった作為または不作為を理由として、有罪の判決を受けることはない」と規定する。この条項の重要性に鑑みてもなお、問題となっている刑法規定を不適用とする効果は、係属中の刑事手続の文脈において一般的な時効成立期間を短縮しないこと、犯罪に対する実効的な刑事訴追を可能ならしめること、EUの財政的利益を保護することを目的とした刑罰とイタリアの財政的利益を保護することを目的とした刑罰とが、同様の態様において取り扱われる状態を確保することであると考えられるため、当該不適用は、憲章第49条によって保障される被告人の諸権利を侵害するものではなく、「その実行時に国内法の下で犯罪を構成していなかった作為または不作為について被告人に対し有罪決定が下される事態をもたらすことにも、その実行時に国内法によって定められてはいなかった刑罰が適用される事態をもたらすことにも決してならない」とされているのである。V. *ibid.*, paras. 55-56.

欺をめぐる相当数の事案において実効的かつ抑止的な刑罰が科されることを妨げるのであれば、または、関係する加盟国の財政的利益に影響を及ぼす詐欺をめぐる事案に関して、EUの財政的利益に影響を及ぼす詐欺をめぐる事案に関するものよりも長い時効成立期間を定めるものであるならば、EU運営条約第325条第1項及び第2項に基づく加盟国の義務の履行に対して敵対的な効果を有する蓋然性がある。国内裁判所は、関係する加盟国がEU運営条約第325条第1項及び第2項に基づく自国の義務を履行することを妨げうるのである効果の有する国内法規定を必要とあらば不適用とすることによって、EU運営条約第325条第1項及び第2項に対して完全な効果を与えなければならない²¹⁾。

EU基本権憲章第49条との関連における基本権保障を譲歩部分としつつも、本先決裁定は、EU運営条約第325条第1項及び第2項の実効性を確保するために国内裁判所がとるべき措置として、時効成立期間について定めた刑法規定の不適用という選択肢が想定されうるという結論を導き出した²²⁾。

Ⅲ イタリア憲法裁判所による先決裁定付託

1. Tariccoルールの「合憲性」の憲法裁判所への付託

以上に紹介したTaricco第I裁定が下されたことにより、EUの財政的利益に対する侵害を防止するという観点から、個別の訴訟事件において時効制度に関する国内刑法規定を適用することが、EU法に照らして不当であるとの評価を国内裁判所が下しようという方向性が示されることとなった。ただし、Tariccoルールとも呼ばれるようになった、上記先決裁定の結論部分は、問題となっている刑法規定をいかなる場合において不適用とすべきであるのかという判断を国内裁判所の裁量に委ねており、また、イタリア国内においてその問題に対する立法的解決が図られなかったために、「付加価値税に関わる詐欺行為についての時効の不適用をめぐる現状は、実際に著しく不明確なものであり、あるいは『錯綜を常態化させた』ものであり続けている²³⁾」という指摘が為されるようになった。

そのように「不明確で錯綜した現状」を背景に、付加価値税未納詐欺に関する時効成立の可否へのTariccoルールの適用が問題となった訴訟事件がイタリア国内において発生する中で、

21) Ibid., para. 58.

22) なお、クーネオ地方裁判所が提示したその他の争点について、本裁定は、争点①に関し、「付加価値税に関わる国内刑事法規定についての潜在的に不十分な実施は、EU運営条約第101条に反する企業間の通謀行為を必ずしも促進するわけではない」(Ibid., para. 60.)と、争点②に関し、「付加価値税に関して定められた刑罰の非実効的な、及び／または非抑止的な性質には、関係企業に対し財政的特恵を与える潜在的可能性があるが、[特定の企業や特定製品の生産を優遇することにより競争を歪曲することに通じる国家補助を禁止する]EU運営条約第107条は、それにも拘らず、本件において適用すべき法文ではない」(Ibid., para. 62. []内は本稿筆者による挿入)と、争点④に関し、「付加価値税に関わる特定の犯罪について免責を招来しうる、争点となっている国内法上の諸規定は、健全な公共財政の原則に適合するものであるのか否かという問題は、加盟国に対するかかる義務に非常に間接的にしか関連していないため、EU運営条約第119条の射程の範囲内にはない」(Ibid., para. 64.)とそれぞれ判示し、付加価値税に関わる犯罪行為に適用されうる時効制度を評価するに際して、EU運営条約第101条、第107条、第119条が準拠規範となることを否定した。

23) Alberto Franco, Disapplicazione della prescrizione per i reati iva, principi costituzionali e controlimiti: l'ordinanza di rinvio della Corte costituzionale alla Corte di Giustizia UE, in *Rivista italiana di diritto pubblico comunitario*, 2017-2, p. 496.

ミラノ控訴院及び最高司法裁判所である破毀院が、それぞれ2015年9月18日命令²⁴⁾、2016年7月8日命令²⁵⁾をもって、Tariccoルールの適用に関わる合憲性問題をイタリア憲法裁判所に付託した。

EU運営条約第325条から確認される加盟国の義務に照らしての刑法第160条及び第161条適用の可否が争点となる訴訟事件との関連において憲法裁判所に合憲性問題が付託されたのは、2008年制定のリスボン条約批准法律²⁶⁾が、その一内容としてEU運営条約第325条に執行力を付与し、その国内における実施を許可することを含んでいると考えられるため、形式的にはその批准法律の合憲性を提起することにより、実質的にはイタリア共和国憲法（以下、基本的に「憲法」と表記）に対するEU運営条約第325条の適合性を問うことが可能になるからであった。すなわち、国内の刑事裁判においてTariccoルールが適用された場合、時効制度に関する刑法規範が不適用とされ、時効が不成立となり、その結果、国内裁判所が実体判断に着手するという可能性が生じることとなるが、この論理は憲法の基本原則、特にその第25条に規定される罪刑法定主義²⁷⁾に抵触するものではないのか否か、ミラノ控訴院及び破毀院は、そのような合憲性問題を提起したのであった。

そして、Tariccoルールに基づく刑法規範の不適用＝時効の不成立に対して、特に罪刑法定主義との関連において合憲性問題が提起されたのは、Taricco第I裁定が下される以前に行われた詐欺行為も時効不成立の対象となるという点において、Tariccoルールの適用が遡及効を発生させることに通じているということ、また、国内裁判所によって刑法規範が不適用とされるための要件として、詐欺の「重大性」、及び実効的・抑止的な刑罰を科すことが「相当数の事案において」妨げられることが求められているという点において、Tariccoルールの規範内容に明確性が欠如しているということに起因していた²⁸⁾。

2. 憲法裁判所の判断

イタリア憲法裁判所は、2017年1月26日命令²⁹⁾をもって、以下のような判断を示した。

まず最初に、憲法裁判所は、憲法第25条第2項によって定式化されている罪刑法定主義が、個人の不可侵の諸権利を保護するために定立された、憲法秩序の至高の原則を表明するものであり、したがって、罪刑法定主義に反するルールが法秩序の中に侵入する事態が招来される場合、かかる事態を阻止する義務を憲法裁判所は負うということを明言する³⁰⁾。この明言は、いわゆる「対抗限界」論という自身の判例法理を基点としている³¹⁾。仮に「対抗限界」論を本件

24) Corte d'appello di Milano, Sez. II penale, ordinanza n. 339 del 18 settembre 2015.

25) Corte Suprema di Cassazione, Sez. III penale, ordinanza n. 212 del 8 luglio 2016.

26) Legge 2 agosto 2008, n. 130 (Ratifica ed esecuzione del Trattato di Lisbona che modifica il Trattato sull'Unione europea e il Trattato che istituisce la Comunità europea e alcuni atti connessi, con atto finale, protocolli e dichiarazioni, fatto a Lisbona il 13 dicembre 2007.), in *GU Serie Generale*, n. 185 dell'8 agosto 2008 - Suppl. Ordinario n. 188, p. 2.

27) イタリア共和国憲法は、その第25条第2項において、「何人も、行為の実行以前に施行された法律によらない限り処罰されない」と規定する。

28) V. Corte d'appello di Milano, Sez. II penale, ordinanza n. 339 del 18 settembre 2015, punto 6. del *Ritenuto in diritto* e Corte Suprema di Cassazione, Sez. III penale, ordinanza n. 212 del 8 luglio 2016, punti 4.2. e 4.5. del *Considerato in diritto*.

29) Corte Costituzionale, ordinanza n. 24 del 26 gennaio 2017.

30) *Ibid.*, punto 2. del *Ritenuto in fatto e considerato in diritto*.

31) 「対抗限界」論について、本命令の中でも、「憲法秩序の至高の諸原則及び不可譲の人権の遵守は、EU法がイタリアにおいて適用されうるための条件であるということ、当裁判所の判例は一貫して明言してきた。

に適用する余地があるとすれば、罪刑法定主義という「憲法秩序の至高の原則」によって、Tariccoルールを介しての国内法秩序におけるEU運営条約第325条の実施が排除されうることである³²⁾。

本件においては、EU運営条約第325条から導き出される加盟国の義務を貫徹することとイタリア刑法における時効制度との相克が問題となっており、EU司法裁判所は、前者の要請に照らして後者に適用除外を設けることを場合によっては国内裁判所に義務づけているが、憲法裁判所によれば、イタリア刑法における時効制度は罪刑法定主義に服するもの、すなわち、犯罪及び刑罰と同様に、行為の遂行時に効力を有している規範によってその内容が記述されていなければならないものである。この考え方は、憲法裁判所が、時効に対する手続的観念を否定し、——罪刑法定主義に服する前提としての——実体的観念を時効に対してとっていることを意味している。そして、犯罪の時効に対して実体的制度としての性質を付与するか、手続的制度としての性質を付与するかは、各加盟国の憲法伝統に従って自由に決定されるべき事柄であるとされる³³⁾。

イタリアの憲法伝統に従えば、時効制度に対し実体的性質が付与されるべきであるという前提に立つと、Tariccoルールが罪刑法定主義という刑法の基本原則——かつ、憲法裁判所の認定によれば、「憲法秩序の至高の諸原則」の1つ——に適合的なものでありうるのか否かという問題を問う地帯が開かれる。この地帯は、憲法裁判所によれば、次の2つのレベルによって構成される。すなわち、

- ①EU運営条約第325条は、Tariccoルールにおいて示された条件を前にして、時効の成立に関する刑法規定を適用しないよう国内裁判官に義務づけるであろうということを、行為時に効力を有している規範的枠組みに基づき合理的に予見することは可能であるのか否かを問うこと。
- ②ある犯罪について、時効が成立するのか否か、成立するとすればそれに必要な時間はどれほどかということを決する裁判官の権限行使は、裁量的評価に基づく選択であってはならず、十分に明確な法準則を適用した結果でなければならない。この原則との関連において、EU運営条約第325条を遵守するためにTariccoルールを適用した場合に刑事法秩序が呈する明確性の程度について問うこと。

憲法裁判所は、①の問いについて、時効の成立に関する刑法規定を適用しないようEU運営条約第325条が裁判官に対し命じているということを、Taricco第I裁定以前に合理的に想定することはできないと断言する。また、②の問いについても、Tariccoルールの中に示される「相当数の事案」という要件を、明確性をもって定義づける方法は存在しないということを指摘する³⁴⁾。すでに確認したように、憲法裁判所は罪刑法定主義が「憲法秩序の至高の原則」を構成すると考えているが、その罪刑法定主義の重要な内容たる明確性の要件をTariccoルールが充

特殊な規範的想定においてかかる遵守が履行されないという、極めて蓋然性の低い状況が生じた場合には、条約の批准を許可し、条約に執行力を付与した国内法律に対して、そのような規範的想定が現実化することを当該法律が可能ならしめている部分についてのみ、その違憲性を宣言することが必要となるであろう」(Ibid.)という確認が為されている。

32) Ibid., punto 3. del *Ritenuto in fatto e considerato in diritto*.

33) Ibid., punto 4. del *Ritenuto in fatto e considerato in diritto*.

34) Ibid., punto 5. del *Ritenuto in fatto e considerato in diritto*.

足していないのであれば、必然的に、イタリアの法秩序における基本原則とTariccoルールとは不適合の関係にあると見なされることになる。この帰結から、憲法裁判所は次なる問い、すなわち、かかる不適合の関係が肯定される場合であっても、国内裁判官はTariccoルールを適用する義務を負うと、EU司法裁判所は判断したのか否かという問いについての検討へと進む。この問いに答える前提として、憲法裁判所は、EUという超国家的組織によって欧州統合が推進されることにより、国民国家に留保されているはずの主権が作用する空間が部分的に放棄されることを正当化する要因を確認する。憲法裁判所によれば、かかる要因は、加盟国の基本構造に備わる国家的アイデンティティを保存するために必要な多様性の水準を、EU法秩序が内包する能力である。この能力がEU統合に正当性を付与すると考えられる帰結として、EU法、及び、画一的な適用を目的としてEU法の意味を明確化するEU司法裁判所の判決は、自国の憲法秩序における至高の諸原則を放棄することを加盟国に命じるという意味において解釈されるものではないと見なされる。ここでは、EU司法裁判所は、EU法が各加盟国の憲法的アイデンティティと両立しうるか否かという評価を即時的な明白性をもって行いえない場合には、国内法秩序における至高の諸原則の遵守をめぐる最終的審査を国内機関に委ねるべきであるという基本的確認も為されている³⁵⁾。

このような説示から、EU司法裁判所によってEU運営条約第325条から導き出された規範内容は、しばしば「憲法的アイデンティティ」とも表現される、加盟国の国内法秩序における至高の諸原則と両立しうる場合に、そして場合によっては、かかる両立性が加盟国の国内機関によって肯定された段階で、各加盟国の国内法秩序に対して適用可能なものとなるということになる。

イタリアの法秩序における憲法的アイデンティティを保護する観点から提示されたそのような方向性は、EU司法裁判所によるEU運営条約第325条の解釈を再検討しようとするものではないため、EU法の画一的適用という要請を危うくするものでも、EU法の優位を犠牲にするものでもないということが付言されている。すなわち、Tariccoルールを国内裁判所が直接適用するに際して顕在化すると憲法裁判所が想定する障害は、EU法の解釈に由来するものではなく、専らイタリアにおける国内法上の事情に依存するものであるとされる。この事情というのは、先に確認されたとおり、刑法における時効制度が、刑事実体法規範としての性格を付与されており、それゆえ「憲法秩序の至高の諸原則」を構成する罪刑法定主義から派生する諸原則に服さなければならないということである³⁶⁾。

また、Taricco第I裁定は、一般的に罪刑法定主義の一内容を構成すると考えられる遡及効の禁止との関連において、時効制度に関する刑法規定を不適用とすることが、EU基本権憲章第49条によって保障される被告人の諸権利を侵害するということを否定している³⁷⁾、憲法裁判所によれば、この否定は、刑事実体法規範における明確性の原則という罪刑法定主義の別の側面を考慮に入れていないという点において、その論拠が不十分なものである。憲法裁判所にとって、明確性の原則は、議会によって可決された法律が実現する刑事法制度に成り代わって、ある刑事法制度を創造する権能を裁判官が行使することを防止するという意味において、権力分立原則にも関わる、加盟国の憲法秩序に共通した重要な構成要素である。憲法裁判所が

35) Ibid., punto 6. del *Ritenuto in fatto e considerato in diritto*.

36) Ibid., punto 8. del *Ritenuto in fatto e considerato in diritto*. 憲法裁判所によれば、本文に示された「国内法上の事情」こそが、刑事被告人の諸権利について、EU基本権憲章や欧州人権条約によって与えられる保護の水準よりも高い水準の保護を構成するとされる。

37) 前掲注20) 参照。

みるところ、EU司法裁判所によって解釈されたEU運営条約第325条は、目的達成に関わる明確な義務を定式化してはいるが、目的を達成する過程において刑事裁判官が拘束される手段や限界を明示してはいる。このことから、EUの財政的利益に影響を及ぼす違法な活動を加盟国の法秩序から排除するという目的を達成するに際して障害となりうる加盟国の刑事法規範が、個別の訴訟において司法権により適用除外される可能性が生じるのであるが、この可能性を容認することは、「法治国家における、少なくとも大陸の伝統における司法権の機能に固有の限界を超える」ものであると、憲法裁判所は明言する³⁸⁾。

以上の判示内容の帰結として、憲法裁判所は、EU運営条約第267条に従い、EU運営条約第325条に関する解釈問題をEU司法裁判所に付託することを決定した。その解釈問題とは、国内裁判所が、Tariccoルールに従って、時効制度に関する刑法規定を不適用とする義務は、

- ①かかる不適用が十分に明確化された法的根拠を欠いている場合
- ②加盟国の法秩序において、時効が刑事実体法の一部を構成し、罪刑法定主義に服する場合
- ③かかる不適用が、加盟国の憲法秩序における至高の諸原則と、または加盟国の憲法によって承認された不可譲の人権と齟齬を来たす場合

これらのいずれかの場合が確認されてもなお妥当するものであるのか否か、というものである³⁹⁾。この先決裁定付託をもって、憲法裁判所は、罪刑法定主義を具体化する憲法第25条第2項に対するリスボン条約批准法律の違憲性を宣言し、EU運営条約第325条の実施を確保するためのTariccoルールの適用を自らの決定によって国内法秩序から排除するという「対抗限界」論の発動を回避したのであった。

IV EU司法裁判所Taricco第II裁定

1. EU法の実施における国内機関の役割に対する評価

イタリア憲法裁判所が提起した、Tariccoルールに対する上記の解釈問題を対象とする先決裁定付託を前にして、EU司法裁判所は、EU運営条約第325条に基づく加盟国の義務の貫徹と国内法秩序における基本原則たる罪刑法定主義との関係という——Taricco第I裁定においては考慮に入れられていなかった——問題について自身の見解を明らかにするという観点から、2017年12月5日裁定⁴⁰⁾をもって、以下のような判断を下した。

まずEU司法裁判所は、第I裁定によって確認された加盟国の義務を再確認する。すなわち、加盟国は、付加価値税との関連においてEUの財政的利益に影響を及ぼす重大な詐欺をめぐる事案において、実効的かつ抑止的な刑事罰が採用される状態を確保しなければならず、その結果、付加価値税をめぐる重大な詐欺を処罰するために採用される刑事罰が、付加価値税の完全な徴収が実効的に保証されることを可能ならしめるわけではないのであれば、加盟国は、EU

38) Ibid., punto 9. del *Ritenuto in fatto e considerato in diritto*. 憲法裁判所は、EU基本権憲章第49条についても、遡及効の禁止だけではなく、明確性の原則をも含意するものと理解している。この観点からすると、EU司法裁判所によって解釈されたEU運営条約第325条とEU基本権憲章第49条との整合性も自明ではなくなる。

39) Ibid., punto 11. del *Ritenuto in fatto e considerato in diritto*.

40) CJEU, Judgment of the Court (Grand Chamber) of 5 December 2017 in Case C-42/17, *Taricco and Others*.

運営条約第325条に基づく義務に違反していると考えられなければならないとされる⁴¹⁾。そして、加盟国のかかる義務はEU運営条約第325条の適用についていかなる条件にも服さず、それゆえ、国内裁判所は、付加価値税の徴収に対する重大な侵害を対象とする訴訟手続において、EUの財政的利益に影響を及ぼす詐欺に対抗するために実効的かつ抑止的な刑事罰を適用することを妨げる、時効に関する諸規則を含んだ、国内法規定を不適用としなければならないということも反復される⁴²⁾。

しかし、この第II裁定においては、EUの財政的利益の確保との関連において加盟国に課される義務を履行するに際して各加盟国の立法府が担う役割が強調されることとなる。この点につき、EU司法裁判所は、まずもって次のように述べる。

EU運営条約第325条に基づく義務の遵守を可能ならしめる、時効に関する諸規則を定立することは、第一次的に国内の立法府の権限に属する。すなわち、刑事事項における時効に関する国内法規則が、付加価値税に関わる重大な詐欺をめぐる相当数の事案において免責へと通じているわけではないという状態、または、EUの財政的利益に影響を及ぼす詐欺をめぐる事案においてよりも、関係加盟国の財政的利益に影響を及ぼす詐欺をめぐる事案において、被告人に対しより厳格な規則を課すという状態を確保する任務が、国内の立法府にはあるということである⁴³⁾。

このような各加盟国における立法府の任務を想起させることにより、EU司法裁判所は、刑事罰の制定によってEUの財政的利益を保護することが、EU運営条約第4条に明記されたEUと加盟国との共有権限⁴⁴⁾の範囲内にある問題であるという帰結を導いている⁴⁵⁾。のみならず、EU司法裁判所は、本件発生当時において、付加価値税に関わる刑事手続に適用すべき、時効についての諸規則が、EUの立法機関によって調和化されていたわけではなかったということも指摘する⁴⁶⁾。これらの事情に鑑み、イタリア議会は、自国の法制度において、時効についての諸規則が、犯罪の定義及び刑罰の確定に関する諸規則と同様に、刑事実体法の一部を構成し、よって罪刑法定主義に服するということを規定する自由を有していたとされる⁴⁷⁾。

また、第I裁定においては、被告人が享有する基本権の尊重に対して配慮する国内裁判所の

41) Ibid., paras. 35-36. したがって、加盟国は、国内法によって定められる時効に関する諸規則が、付加価値税をめぐる重大な詐欺に対する実効的な処罰を可能ならしめる状態をも確保しなければならない。

42) Ibid., paras. 38-39.

43) Ibid., para. 41.

44) EU運営条約第4条第1項では、関税同盟、ユーロを通貨とする加盟国の金融政策、共通通商政策等、EUが排他的権限を有する分野、あるいは、人間の健康の保護及び改善、産業、文化、観光等、EUが加盟国の措置を支援、調整、補足する措置を実施する権限を有する分野に関係しない権限がEUに付与される場合には、EUは加盟国と権限を共有する旨、規定されており、同条第2項では、EUと加盟国間の共有権限が適用される主要な分野として、域内市場、環境、消費者保護、運輸、エネルギー、自由・治安・司法等が列挙されている。

45) CJEU, Judgment of the Court (Grand Chamber) of 5 December 2017 in Case C-42/17, *Taricco and Others*, para. 43.

46) Ibid., para. 44. その後、刑法を通じたEUの財政的利益に対する詐欺への対策に関する2017年7月5日欧州議会及び理事会指令第1371号 (Directive (EU) 2017/1371 of the European Parliament and of the Council of 5 July 2017 on the fight against fraud to the Union's financial interests by means of criminal law) が採択され、EUの財政的利益に対する侵害行為の定義や、かかる侵害行為に対して加盟国が講じるべき制裁措置等に関する調和化が図られた。

47) CJEU, Judgment of the Court (Grand Chamber) of 5 December 2017 in Case C-42/17, *Taricco and Others*, para. 45.

義務への言及が為され、特に、罪刑法定主義及び犯罪と刑罰の比例性の原則を規定したEU基本権憲章第49条の重要性が指摘されたが⁴⁸⁾、第II裁定においても、国内裁判所が時効制度に関する刑法規定を不適用とすることを決定する際の、被告人の基本権——特に罪刑法定主義に由来する基本権——に対する尊重を確保する義務が確認された⁴⁹⁾。ただし、第II裁定の中でのかかる確認においては、EU基本権憲章によって規定される保護の水準、及びEU法の優位性、統一性、実効性が損なわれないという条件の下に、基本権保護についての国内基準 (national standards) を適用する国内当局及び国内裁判所の自由への言及が為されている⁵⁰⁾。

2. Tariccoルールと罪刑法定主義との調整

EU司法裁判所は、さらに、Tariccoルールに対してイタリア憲法裁判所が提起した批判、すなわち、EU運営条約第325条は時効制度に関する刑法規定を不適用とするよう国内裁判所に対し要求しているということ、Taricco第I裁定が下される以前に被告人が合理的に予見することはできなかったのではないかという点、及び、重大な詐欺をめぐる相当数の事案において実効的かつ抑止的な刑罰が科されることを時効制度に関する刑法規定が妨げる場合を国内裁判所が定義することは、国内裁判所の司法権行使に対して罪刑法定主義によって課される限界を超えるのではないかという点についての検討へと進む。

この検討において、EU司法裁判所は、EU運営条約第325条に基づきEUの財源を実効的に徴収することを確保する義務を加盟国は負っているという事情の下に、付加価値税の徴収に関わる侵害行為に対して刑事罰を適用するという法制度を加盟国が定立している場合であっても、罪刑法定主義の遵守に適用除外を設けてはならないという原則論をまずもって想起させている⁵¹⁾。ここで罪刑法定主義とは、適用される刑法規範の予見可能性、明確性、不遡及性の各概念によってその内容を充填される原則であると捉えられ、罪刑法定主義に内在するそれらの要件は、イタリアの法制度において、付加価値税の徴収に関わる犯罪行為に適用されうる、時効についての諸規則にも妥当するということが認定されている⁵²⁾。

以上の考察から、EU司法裁判所は、次のように分節化された帰結を提示する。

- ①時効制度に関する刑法規定は、EUの財政的利益に影響を及ぼす重大な詐欺をめぐる相当数の事案において実効的かつ抑止的な刑事罰が科されることを妨げるという認定が、時効に関わって適用される諸規則の確定について、イタリアの法制度における不確実な状況へと通じているのか否かということを確認することは、国内裁判所の権限に属する。かかる状況は明確性の原則を侵害するものであり、その状況がもたらされる場合、国内裁判所は、時効制度に関する刑法規定を不適用とする義務を負わない。
- ②罪刑法定主義に内在する予見可能性、明確性、不遡及性の要件は、第I裁定が下される以前に付加価値税の徴収に対する侵害行為を実行したことを理由として訴追された被告人に関わる訴訟手続において、国内裁判所が時効制度に関する刑法規定を不適用とすることを不可能

48) 前掲注20) 参照。

49) CJEU, Judgment of the Court (Grand Chamber) of 5 December 2017 in Case C-42/17, *Taricco and Others*, paras. 46 and 48.

50) *Ibid.*, para. 47.

51) *Ibid.*, para. 52.

52) *Ibid.*, paras. 51 and 58. また、罪刑法定主義は、「加盟国に共通の憲法伝統」の一部を構成するということも明言されている。V. *ibid.*, para. 53.

にする。かかる刑法規定が不適用とされた場合、適用された場合には刑事罰が科されなかったであろう者に対して、刑事罰が科されるおそれがある、すなわち、当該侵害行為が実行された時点において有効な刑事責任についての条件よりも厳格な条件に、それらの者が遡及的に服することになりうるためである⁵³⁾。

これらの帰結により、第I裁定の結論として提示されたいわゆるTariccoルールに対して、次のような留保が付け加えられることになる。すなわち、「時効に関する国内法規定の不適用が、適用される法規範に明確性が欠如しているために、または、当該侵害行為が実行された時点において有効な刑事責任についての条件よりも厳格な条件を課す法規範を遡及的に適用することになるために、犯罪及び刑罰は法定されなければならないという原則への違反を惹起する場合を除く」⁵⁴⁾ という留保である。

V EU法の優位と「対抗限界」論

イタリア憲法裁判所は、2017年1月26日命令をもって、Taricco第I裁定において提示された結論と「憲法秩序の至高の原則」としての罪刑法定主義との適合性について、明示的な問題提起を行ったが、EU司法裁判所によって解釈されたものとしてのEU運営条約第325条に関係する部分につきリスボン条約批准法律が違憲であると宣言することにより、かかる適合性の問題を処理したわけではなかった。イタリアの法秩序において違憲審査権を排他的に有している憲法裁判所にとって、リスボン条約批准法律の違憲性を宣言することによって、国内裁判所からの合憲性問題の付託に応答することも可能ではあったであろう。そのような解決策は選択されず、EU司法裁判所への先決裁定付託という手続がとられたという意味においては、いわゆる「対抗限界」論は発動されていない。憲法裁判所は、自己の排他的権限に属する合憲性審査にEU司法裁判所を関与させ、「憲法秩序の至高の諸原則」の実質的優越性を承認することによってTariccoルールに修正を加える、そして、訴訟の個別的結論としては、EUの財政的利益への侵害行為に関して時効が成立する余地を認めるよう、EU司法裁判所に対する説得を試みたと評することができよう⁵⁵⁾。

EU法秩序と国内法秩序との相克という問題を前にして、そのような——EU司法裁判所との「対話」を前提とした——「説得」という柔軟な戦略を憲法裁判所がとったことは、形式的には「対抗限界」発動権の行使を放棄したことを表しているが、実質的には、発動権を行使することによって得られる効果と同様の効果を獲得することに憲法裁判所は成功したと理解することができる。実際、EU司法裁判所Taricco 第II裁定により、EUの財源を付加価値税の実効的徴収によって確保するという、加盟国に課される義務をもって、「加盟国に共通の憲法伝統」の一部を構成する罪刑法定主義に対抗することはできないということが明らかにされ、イタリア憲法裁判所によって「憲法秩序の至高の諸原則」の中に位置づけられた罪刑法定主義の遵守への配慮が示されることとなった。そして、その実際上の帰結として、憲法裁判所は、2018年

53) Ibid., paras. 59-60.

54) Ibid., para. 62.

55) A. Franco, supra note 23, p. 496.

5月31日判決⁵⁶⁾をもって、付加価値税の徴収をめぐる犯罪についての時効成立の可否を決定する際に、国内裁判所はTariccoルールを適用する義務を負わないと判断した。時効という法律制度がイタリアの法秩序においては罪刑法定主義の規律対象であるという前提の下に、Tariccoルールは、特に罪刑法定主義の基本的内容を構成する明確性の原則に抵触するということが、かかる判断の理由として改めて提示された⁵⁷⁾。

ただし、イタリアの国内法秩序において、憲法裁判所が「対抗限界」発動権を行使した場合と同様の効果をもたらされたとしても、その論理的過程に対しては留意が必要である。EU司法裁判所が、罪刑法定主義の内容を分節化することによってその重要性を確認し、加盟国の国内法秩序においてTariccoルールが不適用となる道を開いたのは、単にイタリアの「憲法秩序の至高の諸原則」に敬讓を示したためではない。Taricco 第II裁定においては、罪刑法定主義及びその内容としての明確性の原則が、「加盟国に共通の憲法伝統」の一部を構成するものであり、EU法の一般原則に合致するということが明言されている⁵⁸⁾。このことを意識するならば、第II裁定における罪刑法定主義の遵守への配慮は、「憲法秩序の至高の諸原則」に対する直接的な尊重ではなく、「加盟国に共通の憲法伝統」というフィルターを媒介とした尊重を意味するものと捉えられる⁵⁹⁾。

この観点からすると、罪刑法定主義という「対抗限界」に立脚した、Tariccoルールに対する批判を契機としてイタリア憲法裁判所が先決裁定付託という手続を開始し、EU司法裁判所がかかる批判について「加盟国に共通の憲法伝統」に依拠しながら検討を行い、「対抗限界」の内容を反映する裁定を下したという一連の過程は、憲法裁判所とEU司法裁判所が「加盟国に共通の憲法伝統」の観念、あるいはその具体的昇華としてのEU基本権憲章に対して「共同解釈」を及ぼした現象として認識することが可能である⁶⁰⁾。その意味において、Taricco 第II裁定は、EUの財政的利益の確保に加盟国が拘束されるというEU法の優位が、場合によっては「憲法秩序の至高の諸原則」という——「加盟国に共通の憲法伝統」に読み替えることが可能な——「理念」を前にして譲歩しうることを認めたのであって、EU司法裁判所が「対抗限界」論という——加盟国の法秩序におけるEU法の排除へと通じる——「論理」それ自体を是認したことを表すものとはいえないであろう⁶¹⁾。

56) Corte Costituzionale, sentenza n. 115 del 31 maggio 2018.

57) Ibid., punto 10. del *Considerato in diritto*.

58) CJEU, Judgment of the Court (Grand Chamber) of 5 December 2017 in Case C-42/17, *Taricco and Others*, paras. 19 and 53.

59) Paola Mori, Taricco II o del primato della Carta dei diritti fondamentali e delle tradizioni costituzionali comuni agli Stati membri, in *Il Diritto dell'Unione Europea*, dicembre 2017, pp. 14-15.

60) この認識に基づき、イタリア共和国憲法の中核的規範によって構成される「憲法秩序の至高の諸原則」を意味する「対抗限界」が、純粋に加盟国の「憲法アイデンティティ」を反映するものから「加盟国に共通の憲法伝統」に「スライド」しつつあるのではないかという、Taricco訴訟の一連の経過に対する見立てが存在する。V. Simona Polimeni, Il caso *Taricco* e il gioco degli scacchi: l'“evoluzione” dei controllimiti attraverso il “dialogo” tra le Corti, dopo la sent. cost. n. 115/2018, in *Osservatorio costituzionale*, 2018, Fasc. 2, p. 13.

61) Taricco第II裁定の結論は、イタリア共和国憲法第25条第2項の理念に従って罪刑法定主義を尊重することが、被告人に対してより高い水準の人権保障を提供することに資するのではないかという期待を反映するものではなく、加盟国の法秩序におけるEU法の実効性を維持することを目的とした、加盟国の立法機関が果たす役割の強化を企図したものであるということも指摘されている。V. Barbara Guastafarro, *Derubricare i conflitti costituzionali per risolverli: sezionando il caso Taricco*, in *Quaderni costituzionali*, 2018, n. 2, p. 457.

Ⅵ おわりに

Taricco訴訟の一連の経過は、EU統合との関連において、個人に対する基本権保護、そのための権力分立原則といった観念が、EU法秩序の基盤を成す共有財産＝「加盟国に共通の憲法伝統」としての重要性を有すること、その一方で、そのような観念に対する理解の仕方が加盟国によって異なりうるものであり、したがって、かかる観念が、EUの財政的利益の保護といった共通の目的の追求に対する障害となりうることを改めて想起させるものであった⁶²⁾。このような想起から、先述のように、「加盟国に共通の憲法伝統」の観念あるいはEU基本権憲章に対する、憲法裁判所とEU司法裁判所との「共同解釈」の必要性という認識が提示されるに至っている。

この「共同解釈」という観念は、Taricco訴訟において、「加盟国に共通の憲法伝統」というフィルターを媒介とした、イタリアの「憲法秩序の至高の諸原則」に対する尊重となって顕在化したものであるだけに、また、各加盟国の「憲法的アイデンティティ」が「加盟国に共通の憲法伝統」に「スライド」しつつあるとの認識を前提としているだけに、個別の訴訟において問題となる「憲法伝統」に対するEU司法裁判所の解釈によっては、加盟国の憲法裁判所ないし最高裁判所が志向する「憲法的アイデンティティ」の貫徹が、EUにおいて確保すべき共通の利益を前に譲歩を余儀なくされるというリスクをも内包しているであろう。

この点に関連し、イタリア憲法裁判所は、Taricco 第Ⅱ裁定が下された数日後に自らが下した判決の中で、EU基本権憲章の解釈運用に関わって自身が果たすべき役割を強調している。すなわち、「EU基本権憲章は、典型的に憲法的な刻印を留める内容を有しているために、独特の性格を備えて」おり、「同憲章において明示されている諸原則及び諸権利は、イタリア共和国憲法（及び他の加盟国の国内憲法）によって保障されている諸原則及び諸権利とかなりの程度において交差している」ため、「法律の合憲性に関する集中型審査を憲法構造の基盤に位置づける共和国憲法上の原則により」、また、「EU基本権憲章によって保障される諸権利が、共通の憲法伝統と調和的に解釈されるということを保証するという目的からも、場合によっては生じうる基本権侵害について、国内法上の準拠規範に照らして、場合によってはヨーロッパレベルの準拠規範に照らして審査する権限は、当裁判所にこそ帰属する」と⁶³⁾。このような判示内容について、上記のリスクを低減させるために憲法裁判所が打ち出した予防策の一環として理解したとしたり誤っているであろうか。

「憲法秩序の至高の諸原則」としての「対抗限界」の尊重、あるいは「加盟国に共通の憲法伝統」の解釈運用をめぐる、イタリア憲法裁判所とEU司法裁判所との「対話」がどのような内実をもって推移していくのか、今後の判例の動向が注目されるところである。

【付記】

本稿は、日本学術振興会学術研究助成基金助成金・基盤研究（C）（課題番号：18K01235、研究期間：2018～2020年度）による研究成果の一部である。

62) Giacomo Di Federico, La "saga Taricco": il funzionalismo alla prova dei controllimiti (e viceversa), in *federalismi.it*, 2018, n. 11, p. 19.

63) Corte Costituzionale, sentenza n. 269 del 14 dicembre 2017, punto 5.2. del *Considerato in diritto*.